

Mail subject: タイ投資委員会 (BOI) より情報提供 (第 2/2020 号)

第 2/2020 号

2020 年 4 月 20 日

タイ投資委員会 (BOI) は、法人所得税免除恩典使用申請書の提出期間を延長
事業者は全書類をオンラインで申請可能

要旨:

BOI は、新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大による影響を受けた事業者にも柔軟に対応するため、財務省の法人所得税の納付延長措置に従い、法人所得税免除恩典使用申請書の提出期限を 2020 年 7 月 31 日まで延長した。また全ての申請書類の提出について e-Submission オンラインシステムでの受付を開始した。

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット投資委員長官 (BOI) によると、新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大によりタイ経済が影響を受け、その結果として被害を被った事業者にも柔軟に対応するため財務省が 2019 年度 (P. N. D. 50) の法人所得税の納付期限を 2020 年 8 月 31 日まで延期する措置を取るようになった。

免税恩典の使用条件を財務省の措置と一貫性を保つため BOI は被奨励者の便宜をはかる目的で法人所得税免除恩典使用申請書の提出期限を 2020 年 7 月 31 日まで延長、または年次法人所得税申告の提出有効期限が切れる 30 日以上前に申請することを許可した。

尚、BOI の事務局は通常通り受付をしているが、書類の提出が必要な事業者にさらに便宜をはかるため、既存の e-Service 以外にも (投資奨励申請の e-Investment、法人所得税恩典使用承認申請の e-Tax など) BOI ウェブサイトを通じて「e-Submission」のオンライン申請システムを加えた。書類および申請書などは 2020 年 3 月 30 日より提出することができる。同「e-Submission」のオンライン申請システムは、チェンマイ県、ピサヌローク県、コンケン県、ナコンラチャシマー県、チョンブリー県、ソンクララー県、スラターニー県のタイ国内地方事務所での提出に代えて使用可能である。

BOI 布告:

https://www.boi.go.th/upload/content/po3_2563JP_5e8c0f46bbce2.pdf